

復 命 書

出張年月日 平成22年7月22日 出張地 熱海市役所

用 件 熱海市伊豆山における残土処分について

熱海市伊豆山地区において、が林地開発許可を受けている許可地にによる残土運搬の情報(情報提供者:)が入ったので現地確認を行った。

出席者: 熱海市役所まちづくり課 東部農林事務所 治山課

現在までの状況

7月1日のの申し出に対し、熱海市は許可しないと回答。
から熱海市役所へD工区造成のために土を入れたいとの連絡有。
7月30日にダンプ運搬経路沿いの住民に対し説明会を行う予定()。
はD工区の施工者としてから委託されている。
地権者は開発許可当時から変わっている()。
7月15日、からD工区にダンプが入っているようだと通報有り。

現地状況

4tトラック1台、0.45m3バックホウ1台。
オペレーターはいたが、会社から造成を指示されているだけで、詳細は知らないとのこと。

概要

現在計画地盤より低い(当初計画では切土のみであったが、粗造成の精度が低く計画地盤より1m~2m程度現況地盤が低い)、計画地盤まで持っていくための土砂搬入であれば目的外工事とはいえない。単なる残土処理では変更許可が必要となる。

はの工事施工者として申請されているので、の指示であれば問題ない。

処理方針

搬入土が適正なものであるか確認する。
造成工事が残土処分かの確認を行う。
からの指示の確認。
地権者が許可当時から変わっているので、新たな地権者の承諾(同意)の確認。
造成計画の確認。

7月26日PM、熱海市役所において、(土運搬業者)、(代理人)から聴取する予定。

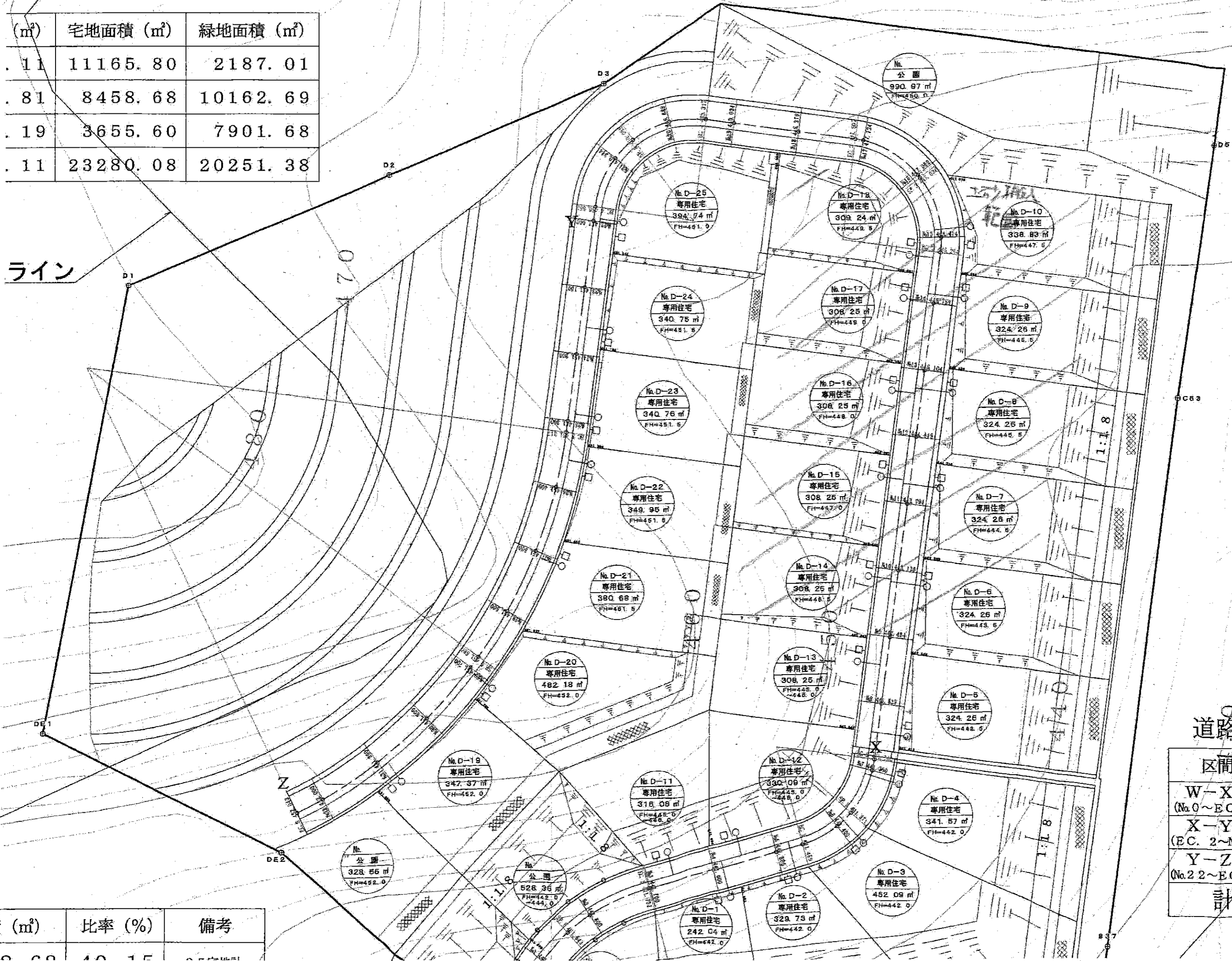
上記のとおり復命します 平成22年7月22日

東部農林事務所長 様

職 氏名

(㎡)	宅地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)
. 11	11165. 80	2187. 01
. 81	8458. 68	10162. 69
. 19	3655. 60	7901. 68
. 11	23280. 08	20251. 38

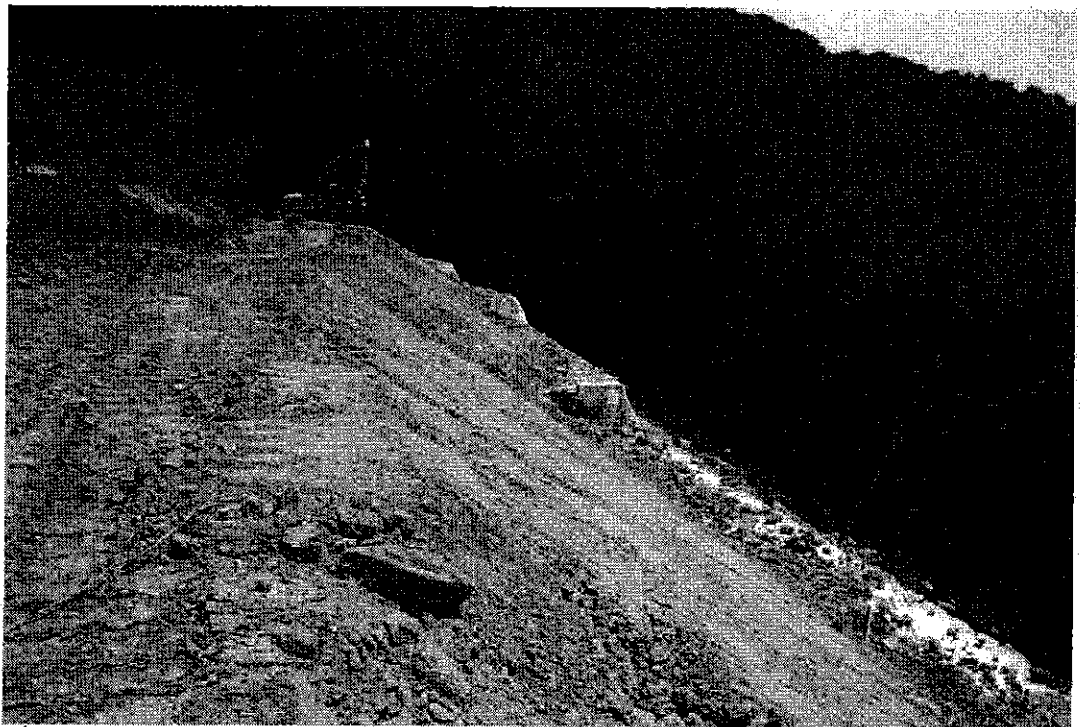
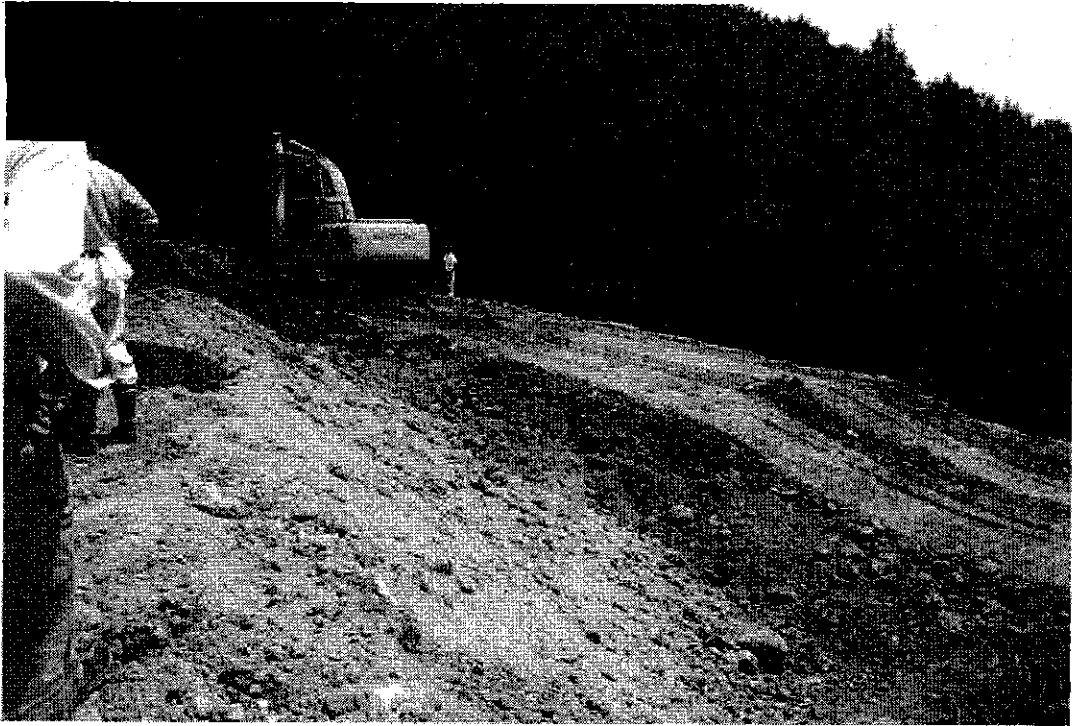
ライン

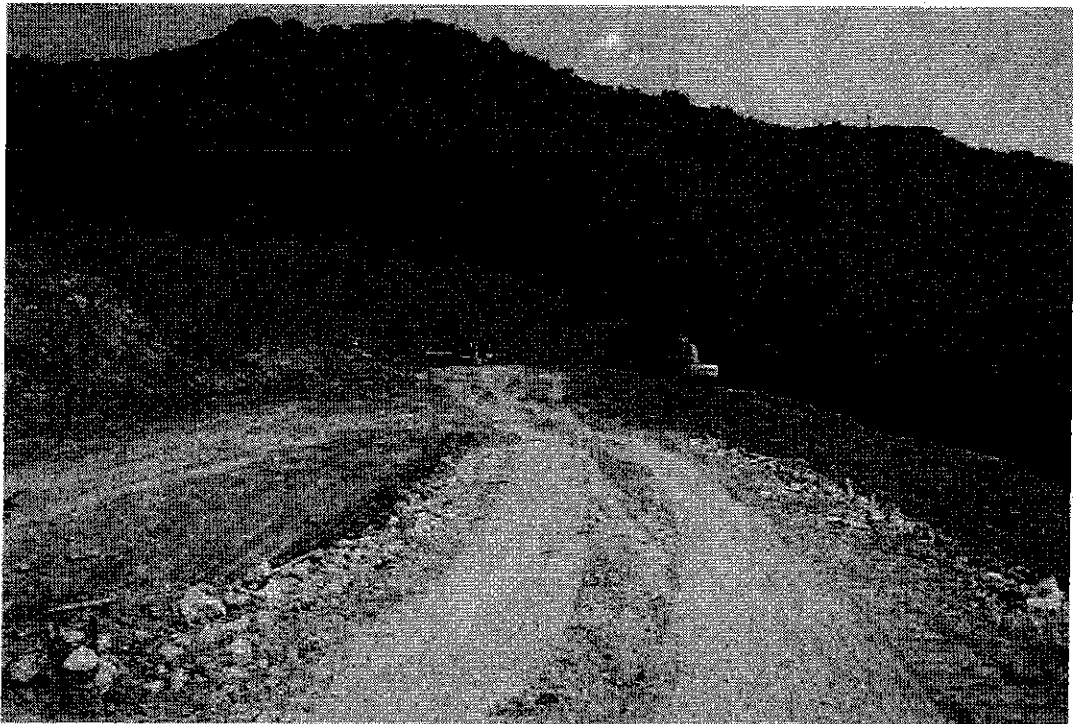


道路 (道路中心線)

区間	距離 (m)
W-X間 (No.0~EC.2)	71.66
X-Y間 (EC.2~No.22)	148.33
Y-Z間 (No.22~EC.5)	104.30
計	324.30

(㎡)	比率 (%)	備考
0.00	40.15	







林地開発許可申請書

20年 5月 30日

静岡県知事様

住所

申請者氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	熱海市 伊豆山 字嶺外 ¹ 外1筆
開発行為に係る森林の 土地の面積	1.938 ⁴ ha
開発行為の目的	宅地の造成
開発行為の着手予定年月日	許可日より
開発行為の完了予定年月日	平成20年10月22日
備考	連絡先 申請者(代理任) 設計者 施行者

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 3 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。

